

6土第410号
令和6年12月26日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可及び標準処理期間について」の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

また、本県における建設業許可申請等について、令和6年12月13日から施行となった改正建設業法、同施行令及び同施行規則並びに関係ガイドライン等を踏まえ、別添のとおり「建設業許可申請の手引き」を改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該通知についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【改正概要】

1. 建設業許可事務ガイドラインについて
 - (1) 健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類
 - (2) 営業所技術者等の記載
2. 標準処理期間通知について
 - (1) 営業所専任技術者の記載
 - (2) 従前の告示改正の反映漏れ
3. 建設業許可申請の手引き（愛媛県手引き）について
 - (1) 健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類
 - (2) 営業所技術者等の記載
 - (3) 税務署での確定申告書控えへの押なつ廃止に伴う経營業務管理責任者等又は営業所技術者等の経験及び常勤性の確認の見直し

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp